

I 学校生活について

学校は、学習する場である。それを為さなかったり、為すことを妨げる行為は決して許されない。
また、良き社会人になるための資質と、遵法精神・規範意識を身に付ける場でもある。

(1) 授業規律について

怠業や授業妨害および指導無視・拒否は特別指導の対象となる。

(2) 欠席・遅刻・早退について

「皆勤」を目標にする。

安易に欠席・遅刻・早退をしないよう基本的な生活習慣を身に付ける。

欠席・遅刻・早退は進路実現に大きなマイナス要因となる。

欠席・遅刻をする場合は必ず連絡をする。

欠席などをした場合は、生徒手帳 p 53 で担任に届を提出する。

遅刻の多い場合は、指導の対象となる。

早退をする場合、担任に届け出を提出し、次の登校時に保護者確認印を押した届け出を担任に提出する。

(3) 忌引きの扱いについて

忌引きについては次のとおりとする。

父母の忌	7日
祖父母 兄弟姉妹の忌	3日
曾祖父母 伯叔父母の忌	1日

(4) 服装等について（詳細は「5服装規定」を参照）

校則を守り、地域や企業からよい評価を得られるように、きちんとした身だしなみをする。

制服は規定されたものであり、個人の服装ではない。

頭髮の脱色・染色・パーマ・エクステ等は絶対にしない。直すのに大変な苦労が必要となる。

化粧、ピアス装着は禁止。

※ その場で直させたり、預かり指導を行なう。

※ 場合によっては、再登校指導を行なう。再三違反する場合は特別指導を行なう。

(5) その他

ア 携帯電話・スマートフォン（スマートウォッチを含む）は学校生活では必要ありません。携帯電話・スマートフォンを持つ場合は、始業時間の8時30分に預かり、終礼で返却します。授業時間中（8時30分から15時45分の間）は使用禁止とする（家庭からの連絡は学校で受け付けます）。携帯電話・スマートフォン・パソコンに関わる SNS 等での問題が多く発生しています。画像・動画の掲載は慎むこと。家庭で約束を決めて使用することを勧めます。

イ 考査時の携帯電話・スマートフォン所持は、不正行為とし特別指導とする。

ウ 不要な物や高価な物は、盗難や紛失の予防と授業規律の確保のため持ってこない。

例) 漫画 雑誌 化粧品など

- エ 持ち物については必ず記名すること。状況により、持ち物を確認することがある。
- オ 貴重品は自分で管理すること（貴重品袋を活用することを勧めます）。
- カ 学校への車での送迎は、原則としてご遠慮ください。もし校内に乗り入れる際は他の生徒の安全に十分ご注意ください（徐行運転をお願いします）。